

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の手引

(高知県導入指針)

平成 30 年 6 月

高 知 県

目 次

I 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について

1 法律制定の趣旨	1
2 持続性の高い農業生産方式	1
3 持続性の高い農業生産方式を構成する技術	1
4 導入指針策定の趣旨	2
5 導入指針策定の考え方及び導入計画の策定について	2
6 導入計画の認定について	3
7 農業改良資金助成法の特例措置について	4
(別記) 法第2条に基づき農林水産省令で定める技術の具体的内容 及び導入上の留意事項について	5

II 持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

第1 持続性の高い農業生産方式の内容

1 水稻	
(1) 早期稲	10
(2) 普通期稲	11
2 麦類	12
3 大豆	13
4 野菜	
(1) ナス類	
①施設	14
②露地	15
(2) キュウリ	
①施設	16
②露地	17
(3) ピーマン類	
①施設	18
②露地	19
(4) ニラ	
①施設	20
②露地	21
(5) シシトウ・トウガラシ類	
①施設	22
②露地	23
(6) イチゴ	
①施設	24
(7) トマト類	
①施設	25
②露地	26
(8) ショウガ	
①施設	27
②露地	28
(9) オクラ	

	①施設	29
	②露地	30
(10)	ミョウガ	
	①施設	31
(11)	メロン	
	①施設	32
(12)	スイカ	
	①施設	33
(13)	オオバ	
	①施設	34
(14)	ネギ類	
	①施設	35
	②露地	36
(15)	マメ類 (その他未成熟マメ類を含む。)	
	①施設	37
	②露地	38
(16)	ブロッコリー、茎ブロッコリー及びカリフラワー	
	①露地	39
(17)	ニンジン	
	①露地	40
(18)	ダイコン	
	①露地	41
(19)	アスパラガス	
	①施設	42
	②露地	43
(20)	ニンニク (葉ニンニクを含む。)	
	①露地	44
(21)	イモ類	
	①露地	45
(22)	カボチャ	
	①露地	46
(23)	ハクサイ	
	①露地	47
(24)	タマネギ	
	①露地	48
(25)	ラッキョウ	
	①露地	49
(26)	その他 (軟弱) 野菜類 (ホウレンソウ、コマツナ、カブ、ナバナ、シュンギク等)	
	①施設	50
	②露地	51
5	花き	
(1)	ユリ	
	①施設	52
(2)	シュツコンカスミソウ	
	①施設	53
(3)	スターチス	

①施設	54
(4) トルコギキョウ	
①施設	55
(5) スプレーギク	
①施設	56
(6) その他花き類 (ブルースター等)	
①施設	57
6 果樹	
(1) 温州ミカン	
①露地	58
②施設	59
(2) ユズ	
①露地	60
(3) ブンタン	
①露地	61
②施設 (水晶文旦を含む。)	62
(4) ポンカン	
①露地	63
(5) 日向夏	
①露地	64
②施設	65
(6) 不知火	
①施設	66
(7) ナシ	
①露地	67
(8) マンゴー	
①施設	68
(9) その他落葉果樹類 (モモ、スモモ等)	
①露地	69
7 茶	70
第2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項	71
第3 その他の事項	71
III 導入計画認定における事務処理について	
1 導入計画の提出	72
2 導入計画の認定	72
3 認定導入計画の変更	72
4 認定導入計画の再認定	73
5 認定番号	73
6 その他の事項	73
7 持続性の高い農業生産方式の導入計画認定業務の流れ	74
IV 高知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定会議開催要領	76
V 様式集	77

VI 關係法令	92
VII 付則	100

I 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について

1 法律制定の趣旨

農業が、その多様な機能を将来にわたって発揮していくためには、環境と調和した持続的な生産である農業が本来有する特性を十分生かすことが重要である。

このため、従来から土づくり及び化学肥料・農薬の使用の低減を図ってきたが、農業者段階におけるこのような農業生産方式への取組はいまだ不十分であり、土づくりの減退、化学肥料及び農薬への過度の依存がもたらす農地の生産力の低下、それによる営農環境の悪化といった状況がみられる。また、化学肥料や農薬の使用を控えた農産物等に対する消費者・実需者のニーズも高まっている。

このような状況から、たい肥等を活用した土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図ることを目的として、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法律」という。）が制定され、それに取り組む農業者に対する支援措置等を講じられることとなった。

2 持続性の高い農業生産方式

法律の規定に基づき支援措置の対象となる持続性の高い農業生産方式とは、土づくりのための有機資材の施用、肥料の施用及び有害動植物の防除に関する技術のうち土壌の性質を改善する効果が高いもの並びに化学的に合成された肥料・農薬の使用量を減少させる効果が高いものを一体的に行う農業生産方式で、農林水産省令で定める技術を用いて行われるものをいい、以下の「3 持続性の高い農業生産方式を構成する技術」の（1）から（3）までの中からそれぞれ1つ以上の技術を用いて行う生産方式である。

3 持続性の高い農業生産方式を構成する技術

- （1）たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、次に掲げる土壌の性質を改善する効果が高い技術（たい肥等施用技術）
 - ①たい肥等有機質資材施用技術
 - ②緑肥作物利用技術

- （2）肥料の施用に関する技術であって、次に掲げる化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術（化学肥料低減技術）
 - ①局所施肥技術
 - ②肥効調節型肥料施用技術
 - ③有機質肥料施用技術

- （3）有害動植物の防除に関する技術であって、次に掲げる化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術（化学農薬低減技術）

- ①温湯種子消毒技術
- ②機械除草技術
- ③除草用動物利用技術
- ④生物農薬利用技術
- ⑤対抗植物利用技術
- ⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術
- ⑦天然物質由来農薬利用技術
- ⑧土壌還元消毒技術
- ⑨熱利用土壌消毒技術
- ⑩光利用技術
- ⑪被覆栽培技術
- ⑫フェロモン剤利用技術
- ⑬マルチ栽培技術

4 導入指針策定の趣旨

法律は、①県は、主要な種類の農作物について、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定め、②その導入指針に沿った持続性の高い農業生産方式の導入計画（以下「導入計画」という。）を策定した農業者の計画が適切なものであると認めるときは、その認定を行い、③認定を受けた農業者は、その導入計画に従って「持続性の高い農業生産方式」を導入するのに必要な資金の特例を設けたものである。

この導入指針は、法律に基づき、①導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容、②持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項、③その他必要な事項について定めている。

5 導入指針策定の考え方及び導入計画の策定について

県においては、法律の趣旨に基づき、環境保全型農業推進の一環として「導入指針」を策定して推進することとし、県内の栽培面積及び粗生産額の多い農作物並びに特に本制度を普及する上で必要があると思われる農作物について、農林水産省令で定められた技術の中から、各作物ごとに現時点の知見及び試験結果から適応可能なものを選択して、「第1 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容」に示した。

したがって、策定した作物の種類、持続性の高い農業生産方式の内容等についての変更又は新たな追加には、今後の情勢及び個々の営農条件に応じた技術内容、経済性等の検討に基づき決定する必要がある。また、「使用の目安」は、持続性の高い農業生産技術を導入するに当たっての目標を示したものであり、個々の営農条件、技術等に応じて、個別に実施者が定めて実施すべきものである。

なお、各作物共通の留意事項及び技術導入に当たっての支援措置を、「第2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項」に示したので、導入

計画の策定及び実施に当たっては、これらに留意するとともに、農業振興センター等の技術的な支援を得て策定し、実施するものとする。

6 導入計画の認定について

(1) 認定の趣旨

導入計画は、農業者が持続性の高い農業生産方式の導入を行うに当たり、金融の特例措置を受けようとするときに作成されるものであり、当該計画について知事の認定を受けることにより、このような特例措置を受けることができることとしたものである。

(2) 導入計画の作成者

導入計画を作成することができる者は、

- ①一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、
 - ②個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する者であること
- が必要であり、農業経営の主体である者、すなわち「農業を営む者」と考えられる。

(法律第4条第1項)

(3) 導入計画の作成等

導入計画の提出先は、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を管轄する都道府県知事あてとする。農業振興センターは、導入計画を作成しようとする農業者に対し、必要な指導・助言を積極的に行うことが望ましい。

(4) 導入計画の認定基準

導入計画の認定は、

- ①導入計画が導入指針に照らし適切なものであること（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「施行規則」という。）第4条第1号）、
 - ②目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付面積が相当部分を占めていること（施行規則第4条第2号）、
 - ③導入計画の達成される見込みが確実であること（施行規則第4条第3号）、
 - ④法律第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること（施行規則第4条第4号）、
- というすべての基準を満たす場合に行う。

施行規則第4条第2号においては、具体的に、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めることを要件とする。

(5) 導入計画の変更

認定農業者は、認定導入計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない（法律第5条第1項）。この場合、法律第4条第3項の規定は、変更後の導入計画の認定について準用する（法律第5条第3項）。

(6) 認定導入計画の取消し

知事は、認定農業者が認定農業計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合は、その認定を取り消すことができる（法律第5条第2項）。

7 農業改良資金融通法の特例措置について

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）に掲げる資金は、農業者が導入計画の認定を受けて持続性の高い農業生産方式を導入する際に必要な資金を貸し付けるものである。持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式がたい肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であり、複数の技術の導入に対応した機械、施設等を必要とすることから、貸付けの償還期限（据置期間を含む。）を10年以内から12年以内に延長することとしている（法律第6条）。

(別記)

法律第2条の規定に基づき農林水産省令で定める技術の具体的内容及び導入上の留意事項について

1 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高い技術

(1) たい肥等有機質資材施用技術

土壌診断(可給態窒素含有量及び土壌有機物含有量を含む土壌の性質の調査・分析)を行い、その結果に基づき、たい肥等有機質資材であって窒素成分と炭素成分のバランスのとれたもの(炭素窒素比(C/N比)がおおむね10から150までの範囲となるもの)を施用する技術をいう。

たい肥等有機質資材の範囲としては、たい肥のほか、稲わら、作物残さ等が含まれるものと考えられるが、樹皮及びおがくずについては、炭素窒素比が大きく、作物の生育に障害を与えるおそれがあるので含まれない。

また、施用する種類や量については、土壌診断の結果に基づく適正なものと考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育を悪化させ、又は地下水の汚染等環境に負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

(2) 緑肥作物利用技術

土壌診断(可給態窒素含有量及び土壌有機物含有量を含む土壌の性質の調査・分析)を行い、その結果に基づき、緑肥作物(農地に有機物や養分を供給するために栽培される作物)を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

緑肥作物の種類は限定しないものの、有機物や養分に富み、農地にすき込むのであり、地域に適合したものを選択することが必要である。

また、この技術の導入に併せて合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。なお、選択した緑肥作物の種類によっては、対抗植物としての効果を有するものがあり、この場合は、法律第2条第3号の技術である「対抗植物利用技術」を同時に導入しているものとみなす。

2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術

(1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術をいい、水稲作における側条施肥もこれに含まれる。

この技術の導入においては、肥料による作物への濃度障害を回避する観点から、農作物の種類、肥料の種類等に応じて施肥する位置等を調整する必要がある。また、労働時間の軽減を図る観点から、側条施肥田植機や畝立マルチ施肥機等局所施肥と同時に他の生産行程を行う農業機械を積極的かつ効率的に利用することが望ましい。

(2) 肥効調節型肥料施用技術

普通肥料のうち、いわゆる被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料を施用する技術をいう。

この技術の導入においては、これらの肥効調節型肥料の種類により肥効パターンが異なることを十分考慮し、農作物の種類、土壌条件及び気象条件に応じて肥料の種類を選択する必要がある。

(3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分等を勘案して適正と考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

なお、この技術で利用される肥料には、いわゆる有機入り化成肥料も含まれるが、上記の二つの技術が、化学肥料の使用を3割程度低減することが可能であることを考慮すれば、有機質由来のものが原料ベースで3割以上含まれているものを使用することが望ましい。

3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの

(1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

この技術の導入においては、浸漬する温度や時間により防除効果や発芽率等が変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

(2) 機械除草技術

有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術をいう。

この技術の導入においては、除草用機械による除草を効率的に行えるよう、農作物の植栽様式の調節やほ場の規模に応じた機械の種類を選択を行うことが必要である。

なお、この技術には、畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術が含まれる。

(3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。

具体的には、アイガモ又はコイを利用した水稲作が想定されるが、このほか、都道府県農業試験場等で駆除効果が明らかとされた小動物を利用するものも含まれる。

この技術の導入においては、除草用動物が野犬等の外敵の被害を受けないよう、柵

等で保護するなど適切な条件で行うことが必要である。

(4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 2 項の天敵であって、同法第 2 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の登録を受けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術及びバンカー植物（天敵の増殖又は密度の維持に資する植物をいう。）を栽培する技術等が含まれる。

この技術の導入においては、害虫の発生密度や施設内の温度湿度等により防除効果変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

(5) 対抗植物利用技術

土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

対抗植物の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

また、この技術の導入においては、対抗植物の防除効果は特異性が高いことから、防除対象とする線虫等有害動植物の種類に応じて、その種類を選択することが必要であるとともに、合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。

なお、対抗植物には、有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する植物のみでなく、有害動植物の土壌中における密度を下げる等の効果が期待される非寄生植物も含まれる。

(6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

抵抗性品種・台木の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、防除対象とする有害動植物の種類や地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

(7) 天然物質由来農薬利用技術

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）別表 2 に掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る。）を利用する技術をいう。

有効成分が化学的に合成されていない農薬とは、有効成分が全て天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する農薬をいう。

本技術は、農薬を利用するため、農薬取締法を遵守した使用が行われるよう十分留意するとともに、利用する農薬については有効成分が化学的に合成されていないものであることを製造メーカーへの問い合わせ等により確認する必要がある。

(8) 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

具体的には、畑において、有機物を施用するとともに、土壌中の水分を十分高めた上で、資材により被覆した状態を継続する技術のほか、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされた技術が含まれる。

なお、土壌を被覆する資材については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等の環境負荷を与える恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。また、施用する有機物については、肥料成分を含有していることから、過剰な施肥につながらないように留意する必要がある。

(9) 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

具体的には、太陽熱土壌消毒技術、熱水土壌消毒技術及び蒸気土壌消毒技術である。

この技術の導入においては、気候条件や土壌条件等により防除効果変動することから、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

なお、土壌に熱を加える前にその表面を資材で被覆する場合については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、その使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

(10) 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

具体的には、シルバーフィルム等の反射資材、粘着資材、非散布型農薬含有テープ、黄色灯及び紫外線除去フィルムを利用する技術である。

なお、粘着資材の利用と生物農薬利用技術を組み合わせて行う場合は、粘着資材で天敵を捕殺しないよう注意する必要がある。

(11) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

具体的には、べたがけ栽培技術、雨よけ栽培技術、トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術、防虫ネットによる被覆栽培技術等である。

この技術の導入において、有害動植物による被害を予防する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。

なお、この技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

(12) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、

農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。

この技術において、害虫の発生密度やほ場の規模等による防除効果の変動することから、適切な条件で行うことが必要であるとともに、併せて発生予察を行うことが望ましい。

(13) マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。この技術の導入においては、まん延防止効果を維持する観点から、最適な被覆資材の選択及び被覆状態の維持を行うことが必要である。

また、この技術には、わら類、被覆植物によるマルチ栽培技術も含まれる。

なお、この技術に用いられる資材は、適正に処理せず廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

II 持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

第1 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

1 水稲

(1) 早期稲

稲わら、たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、側条施肥、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

現行の生産方式では、着色米の原因となるアザミウマ及びカメムシ類は、恒常的に発生が見られ、併せてイネミズゾウムシ及びいもち病を中心として防除が行われている。

このため、機械除草、除草用動物及び紙マルチ除草の導入による除草剤の節減を基本として、併せて、高度な発生予察及び生育の初期段階における病虫害の防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わらのすき込みを基本とする。 ①たい肥類を秋～冬期に施用する。 ②レンゲ等の緑肥作物を休閑期に栽培し、湛水の2月前までにはすき込む。	稲わら 400～500kg/10a たい肥 1～2 t /10a
化学肥料 低減技術	①側条施肥を行う。 ②肥効調節型肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 コシヒカリ 5kg/10a以下 ナツヒカリ 8kg/10a以下 飼料用 8kg/10a以下
化学農薬 低減技術	①種子の温湯消毒を行う。 ②機械除草（冬期耕耘・除草機）による雑草防除 ③アイガモ等除草用動物を利用した雑草防除 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧米ぬかを利用した雑草防除 ⑬紙マルチによる雑草及び病害防除	化学合成農薬の成分回数 12回以内
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水稲の健全な生育に寄与する栽植密度の励行 ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○間断灌水、中干し等の水管理により、窒素の吸収を制御する。 ○葉色診断等により追肥の施用量を加減する。 ○冬期耕耘は、害虫の越冬密度低下効果が期待できる。 ○発生予察に基づく適期防除による防除回数の削減 ○ケイ酸質資材の導入により病害発生の低減を図る。 ○代かき後の濁水及び農薬・肥料施用直後の水田の水を流出させない。 ○米ぬかを利用した雑草防除は、雑草発生前までに施用し、効果が不十分な雑草もあるので、他の技術と併用することが好ましい。また、ほ場外に流出しないように水管理に注意する。 	

(2) 普通期稲

稲わら、たい肥等の施用並びに休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、側条施肥、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

現行の生産方式では、着色米の原因となるアザミウマ及びカメムシ類は、恒常的に発生が見られ、併せてイネミズゾウムシ及びいもち病を中心として防除が行われている。

このため、機械除草、除草用動物及び紙マルチ除草の導入による除草剤散布の節減を基本として、併せて、高度な発生予察及び生育の初期段階における病害虫の防除の徹底により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わらのすき込みを基本とする。 ①たい肥類を秋～冬期に施用する。 ②レンゲ等の緑肥作物を休閑期に栽培し、湛水の2月前までにはすき込む。	稲わら 400～500kg/10a たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①側条施肥を行う。 ②肥効調節型肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 6kg/10a以下 (飼料用 8kg/10a以下)
化学農薬 低減技術	①種子の温湯消毒を行う。 ②機械除草（冬期耕耘・除草機）による雑草防除 ③アイガモ等除草用動物を利用した雑草防除 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧米ぬかを利用した雑草防除 ⑬紙マルチによる雑草及び病害防除	化学合成農薬の成分回数 12回以内
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水稻の健全な生育に寄与する栽植密度の励行 ○たい肥及び肥料の施用並びに緑肥作物の栽培は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○間断灌水、中干し等の水管理により、窒素の吸収を制御する。 ○葉色診断等により追肥の施用量を加減する。 ○冬期耕耘は、害虫の越冬密度を低下させることができる。 ○発生予察に基づく適期防除による防除回数の削減 ○ケイ酸質資材の導入により病害発生の低減を図る。 ○代かき後の濁水及び農薬・肥料施用直後の水田の水を流出させない。 ○米ぬかを利用した雑草防除は、雑草発生前までに施用し、効果が不十分な雑草もあるので、他の技術と併用することが好ましい。また、ほ場外に流出しないように水管理に注意する。 	

2 麦類

温暖多雨な気候のため、成熟期に降雨に遭遇する機会が多く、赤かび病等の病害の被害が多いため、生産は極めて少ない。

こうした条件下での病虫害や雑草防除では、前作の病害発生状況により作物残さ等のほ場からの持ち出しや、低速度での耕起によるすき込みの他、輪作体系による菌密度を低下させる等の各種耕種的防除に取り組む。さらに、機械除草（中耕等）による雑草防除を基本とし、病虫害発生状況に応じた効率的な防除を行い、農薬散布回数の低減を図る。

また、たい肥等の施用、緑肥作物等のすき込みによる土壌改良を図り、土壌診断に基づく適正施肥を行い、収量・品質の維持を図っていく。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を播種の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら 0.5～1t/10a たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①②基肥に肥効調節型肥料を用いて側条施肥を行う。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の30%以上減
化学農薬 低減技術	①種子の温湯消毒を行う。 ②機械除草による雑草防除（中耕等）を行う。 ⑥抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○病虫害の発生状況に応じた効率的な防除を行う。特に赤かび病の病原菌はかび毒を産生するため、小麦及び六条大麦は開花始めから、二条大麦は穂揃い期の10日後頃からの防除に留意する。	

3 大豆

稲わら、たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、中耕・培土等の機械除草による雑草防除を図るとともに、フェロモン剤の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底や病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら 0.5～1t/10a たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 3kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②中耕等機械除草による雑草防除 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

4 野菜

(1) ナス類

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥等の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、生物農薬・フェロモン剤の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒及び土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、物理的・耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 促成 70kg/10a 以下 後作 50kg/10a 以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○花粉媒介昆虫を利用する場合は、ハウス開口部には必ず防虫（防風）ネットを展張する。 ○加温栽培では曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用、休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材等の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底や病害虫及び発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑪雨よけ栽培では、開口部（サイド）に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○緑肥栽培を行った場合には、定植の2月前までには土壌にすき込んでおく。 ○露地では、同一ほ場での連作をさける。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 	

(2) キュウリ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用や、追肥として液肥等の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、生物農薬・フェロモン剤の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒及び土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、物理的・耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 抑制 55kg/10a以下 促成 90kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨熱を利用した土壌消毒を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の40%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、雑草及び病害虫防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 35kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑪雨よけ栽培では、開口部（サイド）に防虫ネットを被覆する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○緑肥栽培を行った場合には、定植の2月前までには土壌にすき込んでおく。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○同一ほ場での連作をさける。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 	

(3) ピーマン類

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥等の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うことにより、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒及び土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、物理的・耕種的防除等と組み合わせ効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素施用量 砂質土 85kg/10a以下 壤質～壤粘質土 60kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の40%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体として土壌物理性の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、ビニール、防虫ネット等の被覆資材による病害虫の発生抑制や害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材による化学農薬の低減を基本とし、併せて、生育初期における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬成分回数削減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 50kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑪雨よけ栽培では、開口部（サイド）に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○緑肥栽培を行った場合には、定植の2月前までには土壌にすき込んでおく。 ○露地栽培では、同一ほ場での連作をさける。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 ○雨よけ栽培では、上記の技術を組み合わせることで、より高い低減効果が期待できる。 	

(4) ニラ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥等の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 70kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○古株を除去する。 ○作型を組み合わせ、古株の処理期間を確保する ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体として土壌物理性の改善を図るとともに、肥効調節型肥料及び有機質肥料を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、雑草防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育初期における防除の徹底及び病虫害の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬成分回数の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 4～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 50kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○病虫害の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(5) シシトウ・トウガラシ類

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥等の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の進入防止を図るとともに、生物農薬・フェロモン剤の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本とし、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒等、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 砂質土 90kg/10a以下 壤質～壤粘質土 70kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥抵抗性品種・台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を行う。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①雨よけ栽培の場合には、追肥として液肥を局所施用する。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 40～50kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥抵抗性品種・台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑪雨よけ栽培では、開口部（サイド）に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○緑肥栽培を行った場合には、定植の2月前までには土壌にすき込んでおく。 ○露地栽培では、同一ほ場での連作をさける。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 ○雨よけ栽培では、上記の技術を組み合わせることで、より高い低減効果を期待することができる。 	

(6) イチゴ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のある資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うことにより、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒等、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるポリフィルムを被覆する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、施用量を1t/10a以内とする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(7) トマト類

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥等の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、生物農薬の利用等による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒及び土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、物理的・耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 35kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の40%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○花粉媒介昆虫を利用する場合は、ハウス開口部には必ず防虫（防風）ネットを展張する。 ○紫外線除去フィルムを利用すると、花粉媒介昆虫の訪花活動が低下する可能性があるので注意する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、土壌病害の発生ほ場での抵抗性台木の利用等、耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①雨よけの場合には、追肥として液肥を局所施用する。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 30～35kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑪雨よけ栽培では、開口部（サイド）に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○緑肥栽培を行った場合には、定植の2月前までには土壌にすき込んでおく。 ○ほ場の周囲に防風ネットを設置する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 ○雨よけ栽培では、上記の技術を組み合わせることで、より高い低減効果を期待することができる。 	

(8) ショウガ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・収量の維持を図る。

また、病害虫防除では、被覆資材を利用した害虫の侵入防止による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、黄色灯の設置及び太陽熱等を利用した土壌消毒等、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 砂質土 80kg/10a以下 壤質～壤粘質土 50kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩黄色灯を設置する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥や肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○無病の種芋を確保する。 ○土寄せにより、病害虫の発生の低減を図る。 ○ケイ酸質資材の施用により病害虫発生の低減を図る。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、雑草や病害虫防除では、機械除草技術の導入及び敷きわらによる化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、黄色灯や無病の種芋の利用等により病害虫の予防に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩黄色灯を設置する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○同一ほ場での連作をさける。 ○排水対策を十分に行う。 ○無病の種芋を確保する。 ○土寄せにより、イモチ病の発生の低減を図る。 ○ケイ酸質資材の施用により、病害虫発生の低減を図る。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 	

(9) オクラ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、雑草や病害虫防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、黄色灯の設置により効率的な害虫防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 1～3t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥又は追肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 24kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

②露地

稲わら、たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、雑草や病害虫防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、黄色灯の設置により効率的な害虫防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 1～3t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥又は追肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 40kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○同一ほ場での連作をさける。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置したり、障壁作物の作付けを行う。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 	

(10) ミョウガ

①施設

完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫防除では、被覆資材を利用した害虫の侵入防止による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、黄色灯の設置、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①完熟たい肥を施用する。	完熟たい肥 4～5t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調整型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 砂質土 100kg/10a以下 壤質～壤粘質土 80kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを張る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○無病の種茎を確保する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(11) メロン

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止とともに、生物農薬・フェロモン剤の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒、黄色灯の設置等、物理防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 促成 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥抵抗性品種・抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを張る。 ⑫フェロモン剤を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合は、施用量を1t/10a以内とする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(12) スイカ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止とともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底や病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒、物理防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 促成 10kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性台木を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを張る。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(13) オオバ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫防除では、被覆資材を利用した害虫の侵入防止による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、黄色灯の設置、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 4～5t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 砂質土 100kg/10a以下 壤質～壤粘質土 80kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを張る。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術と同等以下
その他の 留意事項	○肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。 ○循環扇等によりハウス内環境を改善し、病害の発生を抑止する。	

(14) ネギ類

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の害虫の侵入防止による化学農薬の低減を基本として、併せて、フェロモン剤の利用及び生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネット張る。 ⑫フェロモン剤を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 	

②露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、フェロモン剤の利用、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 40kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○露地栽培では、同一ほ場での連作をさける。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 	

(15) マメ類（その他未成熟マメ類を含む。）

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、病害虫の発消長に基づいた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行技術の約80%以下
化学農薬 低減技術	②刈払い機等で、機械除草を行う。 ⑤対抗植物利用技術を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒等を実施する。 ⑪被覆栽培技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。	

②露地

稲わら、完熟たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、病害虫の発消長に基づいた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行技術の約80%以下
化学農薬 低減技術	②刈払い機等で、機械除草を行う。 ⑤対抗植物利用技術を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑪被覆栽培技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。	

(16) ブロッコリー、茎ブロッコリー及びカリフラワー

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、抑制効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 1～3t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 40kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤対抗植物を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪被覆栽培技術（トンネル）を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果及び害虫忌避効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○同一ほ場での連作をさける。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 ○排水対策を十分に行う。	

(17) ニンジン

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、マルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、病害虫の発消長に基づいた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 1～1.5t/10a たい肥 1～2 t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 8kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑪トンネル栽培技術を導入する。 (防虫ネットトンネルを含む。) ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○センチウ防除のため、輪作を行う。	

(18) ダイコン

①露地

稲わら、たい肥等の有機質施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、フェロモン剤の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、耕種的防除を組み合わせ、病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 1～2t/10a たい肥 2～3t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用（条施肥など）をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の70%以下 (24 kg/10a以下)
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤対抗植物を利用する。 ⑥抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪べたがけ、トンネル等被覆技術を利用する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減 8回以内
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○緑肥栽培を行った場合には、定植の2月前までには土壌にすき込んでおく。 ○アブラナ科以外の作物と輪作する。	

(19) アスパラガス

①施設

たい肥等の有機質施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、フェロモン剤の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、耕種的防除を組み合わせ、病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	完熟たい肥 2～4t/10a (初年度 10～30t/10a)
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の70%以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを張る。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。(1年目)	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○冬期に土壌表面を焼却する。 ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○循環扇等により、ハウス内環境を改善し、病害の発生を抑制する。 ○定植時前に土壌還元消毒や熱利用消毒を行う。	

②露地

たい肥等の有機質施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、フェロモン剤の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、耕種的防除を組み合わせ、病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	完熟たい肥 2～4t/10a (初年度10～30t/10a)
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の70%以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪雨よけ施設を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○冬期に土壌表面を焼却する。 ○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○ほ場周辺に防風ネットを設置する。 ○定植時前に土壌還元消毒や熱利用消毒を行う。	

(20) ニンニク（葉ニンニクを含む。）

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 1～2t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 20～25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤対抗植物を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪べたがけ栽培等被覆技術を利用する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う（前作で施用した肥料の残効が予想される場合には、特に注意する）。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(21) イモ類

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、病害虫の発消長に基づいた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①溝施肥等の根圏局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行技術の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。	

(22) カボチャ

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による病害虫の発生抑制及び害虫の侵入防止を図るとともに、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤対抗植物を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪被覆栽培技術を利用する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、できるだけ完熟したものとする。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(23) ハクサイ

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤対抗植物を利用する。 ⑥抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪被覆栽培技術を利用する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(24) タマネギ

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(25) ラッキョウ

①露地

稲わら、たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用や抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪被覆栽培技術を利用する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(26) その他（軟弱）野菜類（ハウレンソウ、コマツナ、カブ、ナバナ、シュンギク等）

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、フェロモン剤の利用及び生育の初期段階における防除の徹底、病害虫の発生状況に応じた効果的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部に防虫ネットを張る。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果及び害虫忌避効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	<p>○軟弱野菜は、年に数回の作付けが可能であり、毎回の施肥により土壌の塩類濃度が高くなりやすく、たい肥や肥料の施用は、土壌診断に基づいて行うことが重要である。</p> <p>○使用するたい肥は、完熟したものとする。</p> <p>○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。</p> <p>○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。</p> <p>○ほ場周囲に防風ネットを設置する。</p> <p>○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。</p> <p>○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。</p>	

②露地

稲わら、完熟たい肥等の施用及び休閑期の緑肥栽培を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、抑草効果のあるマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、フェロモン剤の利用や生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効果的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。 ②休閑期に緑肥栽培を行う。	稲わら等 0.5～1t/10a 完熟たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑥土壌病害抵抗性品種を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪被覆栽培技術を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草効果及び害虫忌避効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて基肥窒素量を削減する。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

5 花き

(1) ユリ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、マルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒及び無病の球根を使用する等病害虫の予防に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 2~3t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 砂質土 30kg/10a以下 壤質~壤粘質土 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬抑草や病害発生軽減のため、マルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○テッポウユリでは、球根の温湯処理を行う。 ○加温栽培では、曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○無病の球根を使用する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(2) シュッココンカスミソウ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、フェロモン剤の利用及びマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒等、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 2～3t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 砂質土 45kg/10a以下 壤質～壤粘質土 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草や病害発生軽減のため、マルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○加温栽培では、曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(3) スターチス

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用及び追肥の液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、フェロモン剤及びマルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒、黄色灯の設置等、耕種的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 2~3t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 15kg/10a以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬土壌の表面をシルバーマルチで被覆する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○加温栽培では、曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(4) トルコギキョウ

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、フェロモン剤の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒、黄色灯の設置等、耕種の防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 2～3t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 15kg/10a以下
化学農薬 低減技術	⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑧土壌還元消毒技術を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○加温栽培では、曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(5) スプレーギク

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、生物農薬、フェロモン剤及びマルチ資材の利用等による化学農薬の低減を基本として、併せて病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、たい肥等を播種の1月以上前に施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 2~4t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の70%以下
化学農薬 低減技術	④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬抑草や病害発生軽減のため、ハウス周辺等へマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○切り花ほ場とは隔離された施設へ親株を管理し、無病で害虫被害の少ない挿し穂を生産する。 ○加温栽培では、曇雨天時の除湿暖房を行ったり、循環扇の設置や稼働によるハウス内の温湿度のムラを軽減し、病害の発生を予防する。 ○黄色蛍光灯（光利用技術）は花芽分化に影響のない場所へ設置する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

(6) その他花き類（ブルースター等）

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、被覆資材の利用による害虫の侵入防止を図るとともに、マルチ資材の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、生育の初期段階における防除の徹底及び病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により、農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

更に、太陽熱等を利用した土壌消毒、物理的防除等を組み合わせた効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、完熟たい肥等を定植の1月以上前に施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 2～3t/10a
化学肥料 低減技術	②肥効調節型肥料を基肥に施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 15kg/10a以下
化学農薬 低減技術	⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑨太陽熱土壌消毒、蒸気土壌消毒等を実施する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬抑草や病害発生軽減のため、マルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○使用するたい肥は、完熟したものとする。 ○加温栽培では、曇雨天時の除湿暖房を行う。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行う。	

6 果樹

(1) 温州ミカン

①露地

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、高度な発生予察及びアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を冬期に施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪被覆栽培技術（雨よけ）を導入する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の30%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行うこと。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

②施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、病害虫の発消長に基づく適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を元肥（春）、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断や樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(2) ユズ

①露地

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用や抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、高度な発生予察及びアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を冬期に施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(3) ブンタン

①露地

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、高度な発生予察及びアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を冬期に施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 20kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行うこと。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝や落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

②施設（水晶文旦を含む。）

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、病害虫の発消長に基づく適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を元肥（春）、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝や落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(4) ポンカン

①露地

稲わらや完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の性質の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫や雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、高度な発生予察やアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を冬期に施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(5) 日向夏

①露地

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、高度な発生予察及びアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥、実肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪袋がけを実施する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断や樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

②施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、病害虫の発消長に基づく適期防除により農薬散布の回数の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を元肥（春）、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を追肥で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(6) 不知火

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、病害虫の発生消長に基づく適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①完熟たい肥を冬期に施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1t/10a 完熟たい肥 1～2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を元肥（春）、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 25kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10～20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

(7) ナシ

①露地

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、高度な発生予察及びアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①できるだけ完熟したたい肥を施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥及び実肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 30kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪袋がけを実施する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減を図る。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝及び落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 ○剪定枝のチップ化及びほ場散布を励行する。	

(8) マンゴー

①施設

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機質肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、生物農薬の利用及び抑草効果のあるマルチ資材・草生栽培の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、病害虫の発消長に基づく適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a 完熟たい肥 2t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を元肥（春）、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を追肥で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 16kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑪開口部を防虫ネットで被覆する。 ⑬抑草効果のあるマルチ資材を利用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。	

(9) その他落葉果樹類（モモ、スモモ等、その他落葉果樹）

①露地

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料及び局所施肥技術を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、病害虫及び雑草防除では、機械除草による防除、被覆栽培等の耕種的防除を積極的に導入するとともに、生物農薬を利用した化学農薬の低減を基本として、併せて、発生予察及びアメダスデータを利用した病害虫の適期防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら及び山野草を施用する。 ①できるだけ完熟したたい肥を施用する。 ①定植時に完熟たい肥を施用する。	稲わら等 1～2t/10a たい肥 2～6t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料を春肥、育苗時等で施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を春肥、実肥等で施用する。	化学肥料由来窒素成分量 慣行施肥量の約80%以下
化学農薬 低減技術	②機械除草技術の導入を図る。 ④生物農薬を利用する。 ⑤夏草抑制草種による草生栽培を実施する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩光利用技術を導入する。 ⑪被覆栽培技術（袋がけ又は雨よけ）を導入する。 ⑫フェロモン剤を利用する。 ⑬マルチ資材による夏秋草の抑制及び病害の発生軽減	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の20%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断、樹勢及び結実量に基づいて行う。 ○ほ場周囲に防風ネットを設置する。 ○予察情報を利用した病害虫の適期防除に努める。 ○枯れ枝や落葉の除去並びに園外処理による越冬病害の耕種的防除を行う。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。 ○剪定枝のチップ化及びほ場散布を励行する。	

7 茶

稲わら、完熟たい肥等の施用を主体とした土壌の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、硝酸化成抑制剤入り肥料、有機質肥料等の施用及び追肥として液肥の局所施用を組み合わせた施肥効率の向上により、収量・品質の維持を図る。

また、雑草及び病害虫防除では、機械除草の利用及びフェロモン剤の利用による化学農薬の低減を基本として、併せて、病害虫の発生状況に応じた効率的な防除により農薬散布の回数全体の節減を図るものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	①稲わら、山野草、完熟たい肥等を夏から秋期に施用する。	稲わら等 1t/10a たい肥 2～4t/10a
化学肥料 低減技術	①局所施用をする。 ②肥効調節型肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料を施用する。 ③有機質肥料又は有機質由来の原料を30%以上含む肥料を施用する。	化学肥料由来窒素成分量 60kg/10a以下
化学農薬 低減技術	②機械除草による雑草防除を行う。 ④生物農薬を利用する。 ⑦天然物質由来農薬を利用する。 ⑩黄色灯を導入する。 ⑫フェロモン剤を使用する。	化学合成農薬の成分回数 慣行技術の10%減
その他の 留意事項	○たい肥及び肥料の施用は、土壌診断に基づいて行う。 ○家畜ふんたい肥を施用する場合には、たい肥からの窒素投入量に応じて施用窒素量を削減する。 ○液肥の局所施用は点滴灌水によるものとする。 ○黄色灯を設置する場合は、周辺作物に悪影響のないよう留意する。 ○病害虫の発生状況に応じた効率的な防除を行うとともに、在来天敵の生態系を崩さないような農薬散布を心がける。	

第2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

- ① たい肥等の有機質資材の適正な施用を行うには、土壌分析を実施し、その結果に基づいたたい肥等の施用量を設定することが必要である。

このため、持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、施肥量等の決定に関し、農業振興センター、農業協同組合等の指導員から土壌診断結果を踏まえたアドバイスを受け、土壌の性質の改善及び施肥の合理化に努めることとする。

- ② たい肥等の有機質資材の施用は、土壌の性質の総合的な改善を行う最も有効な手段であるとされているが、土壌の物理性の根本的な改善や酸度矯正のためには、たい肥の施用だけでは不十分な場合もある。そのため、実情に合わせ、心土破砕、暗渠施工等による物理性の改善及び土壌改良資材の投入を図る必要がある。

- ③ 肥効調節型肥料及び有機質肥料の利用に当たっては、その種類、土壌条件、栽培条件等により肥効発現の速度が異なるため、栽培する土壌条件及び農作物の吸肥特性に合致した肥料の適切な選択が必要である。そのため、前作及び生育の状況に応じたきめ細かな施肥が必要であり、生育期間中の土壌診断、作物栄養診断等を積極的に活用するものとする。

- ④ 病虫害防除については、高知県病虫害防除所が病虫害発生予察情報を月1回（県の発生予察情報及び地区情報）公表しており、これに基づいて適期防除に努めるとともに、物理的・耕種的防除等と組み合わせ、効率的な防除に努めるものとする。

- ⑤ 持続性の高い農業生産方式のたい肥等施用技術・化学肥料低減技術の導入においては、各技術毎に示した使用の目安を目標に、化学農薬低減技術においては、当該農作物の生産過程等における化学合成農薬の散布回数を、当該地域の同作期において慣行的に行われている化学合成農薬の散布回数（土壌消毒剤及び除草剤を含めた使用回数の合計）を基に個々の削減目標を定めて実施するものとする。

- ⑥ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るとともに、環境保全型農業の推進を図るため、県では、環境保全型農業の推進体制の整備並びに技術開発、実証展示及び普及推進を行う。

また、法律の円滑な運用を図るためには、たい肥化施設等共同利用施設の整備等市町村の果たすべき役割も大きいことから、市町村との連携を図るとともに、家畜ふんたい肥等の利用促進を図るため、流通体制等の条件整備を進める。

第3 その他の事項

地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進地域に指定された地域においては、土壌診断の結果を基に必要な応じて、当該地域の地力増進対策指針に即した対策を実施することが適切である。

Ⅲ 導入計画認定における事務処理等について

1 導入計画の提出

- (1) 導入計画の認定を受けようとする者は、別記第1号様式による持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書及び別記第2号様式持続性の高い農業生産方式の導入計画に必要事項を記入の上、居住地を管轄する農業振興センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

なお、組織として導入計画に取り組む場合には、営農地を管轄する所長に提出することができる。

- (2) 導入計画の提出を受けた所長は、別記第3号様式により意見を付して知事に進達するものとする。

2 導入計画の認定

- (1) 導入計画の認定は、高知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定会議において審査するものとする。

- (2) 環境農業推進課長は、導入計画を認定した場合、別記第4号様式による持続性の高い農業生産方式の導入計画認定通知書により導入計画を認定された者（以下「認定農業者」という。）に通知するとともに、別記第5号様式により次に掲げる者に通知するものとする。

ア 該当農業振興センター所長

イ 該当市町村長

3 認定導入計画の変更

- (1) 認定農業者が認定を受けた導入計画（以下「認定導入計画」という。）を変更しようとする場合は、別記第6号様式による持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定申請書を提出しなければならない。

- (2) これ以降の事務処理については、1及び2に準ずるが、各通知様式（別記第3号様式及び別記第5号様式）において「導入計画」を「導入計画変更」と、別記第5号様式の「第4条第3項」を「第5条第1項」と、「Ⅲの2の(2)」を「Ⅲの3の(2)」とし、別記第4号様式の持続性の高い農業生産方式の導入計画認定通知書を別記第7号様式による持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定通知書に改めるものとする。

4 認定導入計画の再認定

- (1) 認定農業者が認定期間終了に伴い、再認定を希望する場合は、新たな技術の追加、

技術内容の変更、導入作物の種類・面積の拡充等を図る導入計画を作成し、認定期間終了年度に、1及び2に準じて導入計画の認定を受けなければならない。

(2) 再認定を希望する者は、別記第8号様式による実施状況報告書を提出しなければならない。

(3) 認定導入計画の未達成の認定農業者で、再認定を希望する者から導入計画の提出を受けた所長は、別記第9号様式により意見を付して知事に進達するものとする。

(4) 再認定における認定日については、申請日にかかわらず、既存の認定期間の終了日翌日とする。ただし、既存の認定期間終了後に農業振興センターが導入計画を受け付けた場合は、この限りでない。

5 認定番号

(1) 複数作物の認定

認定農業者が複数の作物において認定を受けた場合は、認定番号は同一とするが、認定番号の後に枝番号を追加するものとする。

(2) 導入計画の再認定

認定導入計画の再認定が認められた場合は、既存の番号と同一とする。

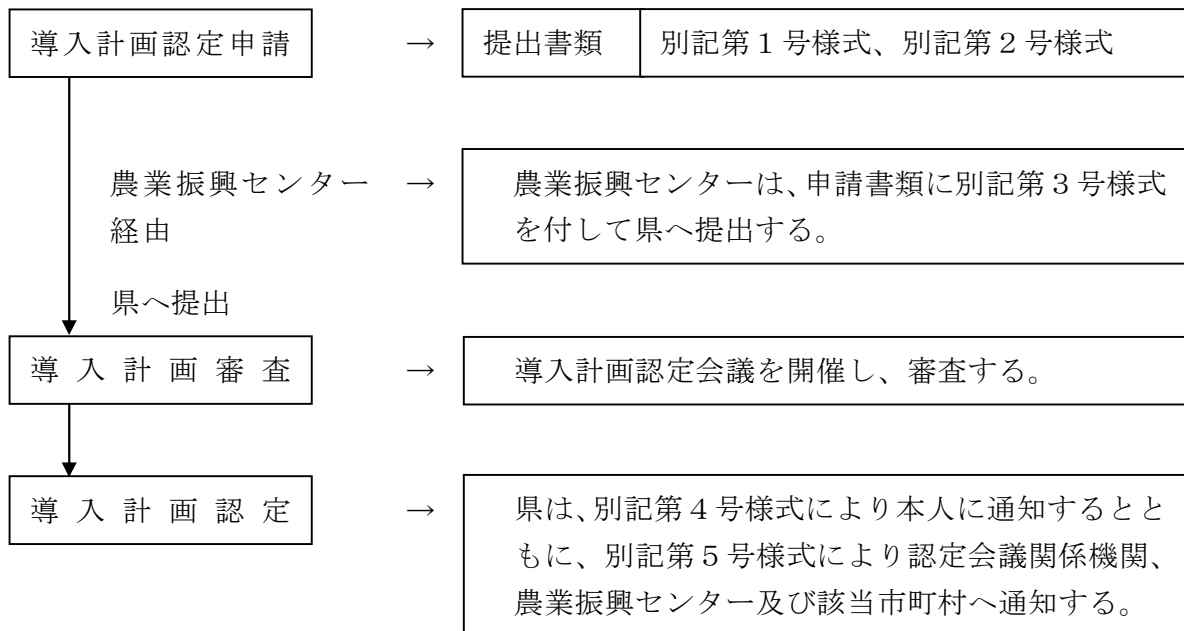
6 その他の事項

知事は、認定農業者（エコファーマー）に対し、認定期間の間必要に応じ、生産履歴、こうち環境・安全・安心点検シートその1等、農作業の工程管理への取組状況が分かるものの提出を求めることができるものとする。

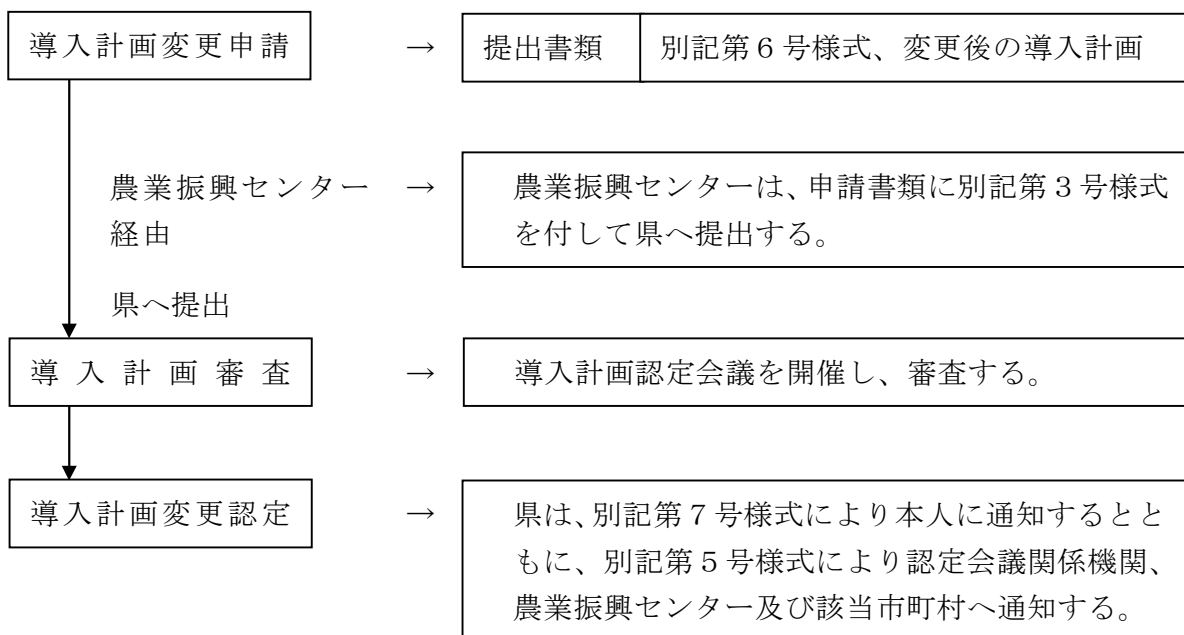
7 持続性の高い農業生産方式の導入計画認定業務の流れ

(1) 導入計画の認定

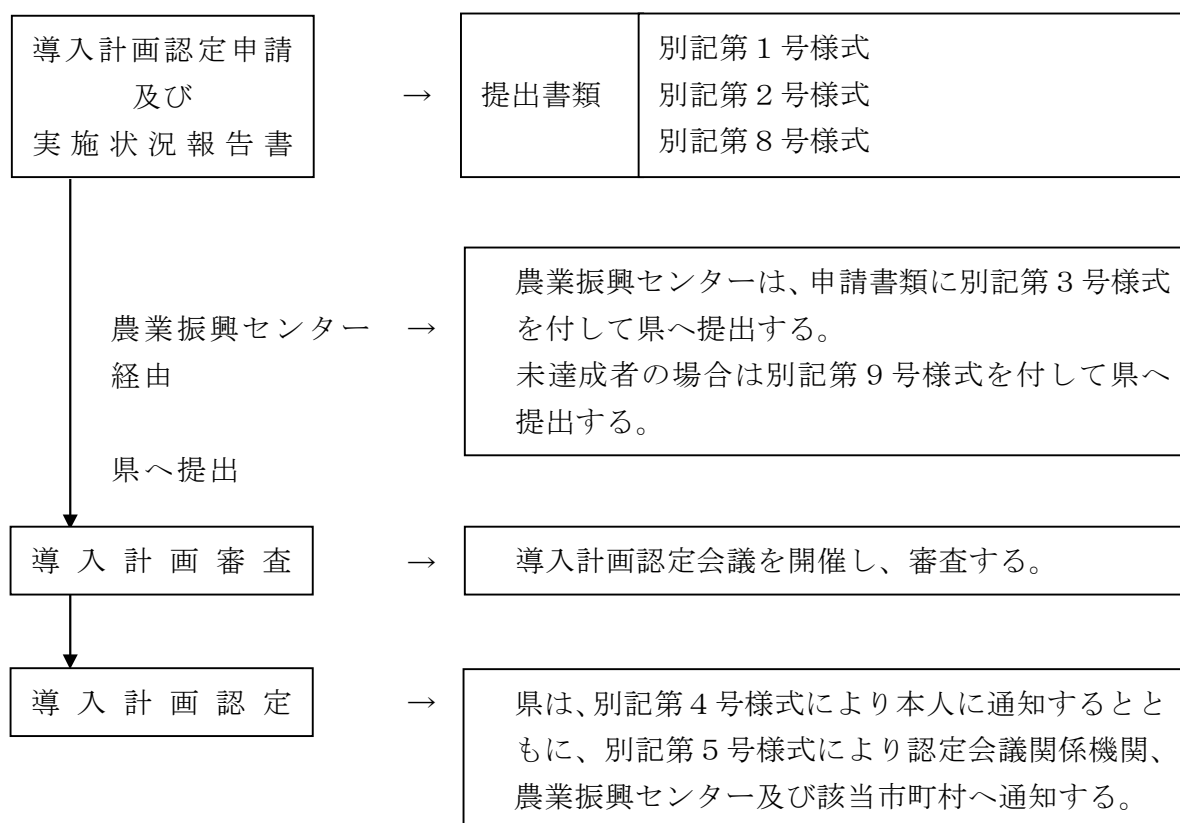
◎知事への申請は、農業振興センター経由で行う。



(2) 導入計画の変更



(3) 再認定に係る導入計画の申請



IV 高知県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定会議開催要領

第1 趣旨

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定による導入計画の認定を行うため、高知県持続性の高い農業の生産方式の導入計画認定会議（以下「認定会議」という。）の開催に必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

認定会議は、導入計画の認定に当たり、審査を行う。

第3 構成

認定会議は、次に掲げる機関で構成する。

- (1) 産地・流通支援課
- (2) 環境農業推進課

第4 庶務

認定会議の庶務は、環境農業推進課において行う。

第5 開催

認定会議の開催は、4月、6月、8月、10月及び1月とする。ただし、導入計画認定（変更）申請のない場合は、開催しない。

なお、認定会議は、上記に定める月に行うことを原則とするが、申請者にやむを得ない理由があり、必要と認められる場合は、適宜開催する。

（附則）

- この要領は、平成12年1月28日から施行する。
この要領は、平成15年6月1日から施行する。
この要領は、平成15年10月9日から施行する。
この要領は、平成16年2月26日から施行する。
この要領は、平成17年5月25日から施行する。
この要領は、平成18年7月4日から施行する。
この要領は、平成19年7月2日から施行する。
この要領は、平成20年7月4日から施行する。
この要領は、平成21年5月29日から施行する。
この要領は、平成23年3月25日から施行する。
この要領は、平成25年6月3日から施行する。
この要領は、平成30年6月27日から施行する。

V 様式集

別記

第1号様式

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書

平成 年 月 日

高知県知事

様

(申請者)

現住所

ふりがな
氏名

印

電話 ()

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の手引（高知県導入指針）Ⅲの1の規定により、別添の持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を申請します。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
(目標：平成 年度)

住所
氏名

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積 (施設)	a (a)	a (a)	a (a)	a (a)	a (a)
労働力	農業従事者 男 人 (うち専従者 人) 女 人 (うち専従者 人)				

(2) 作物別生産方式導入計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(年)
生産方式導入作物 施設・露地 早期・普通期 ()					
その他作物					
合計					

(3) 生産方式の内容

上段：目標値 下段 ()：現状値

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用の量・回数
	現状	たい肥等施用技術	t/10a kgN/10a (t/10a kgN/10a)
	kg/10a	化学肥料低減技術	化学肥料由来窒素量 kgN/10a
	目標		(kgN/10a)
	kg/10a	化学農薬低減技術	成分回数 回 (回)

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物	千円	千円
合 計	千円	千円

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力等	台 数	種類・能力等	台 数	実 施 時 期

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計		千円			

3 その他

--

[添付資料]

- (1) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置が分かる地図（各ほ場で栽培する作物が分かるようにしてください。）
- (2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果
- (3) 農作業の工程管理への取組状況が分かるもの（高知県版GAP点検シートの写し等、ただし、こうち環境・安全・安心点検シートその1は平成30年度までの受付とする）

導入計画作成上の留意点

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

- 1 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

- 1 目標年は、原則として5年後とすること。
- 2 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。
- 3 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

- 1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。
- 2 「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。
- 3 「たい肥等施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。また、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。
- 4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。
- 5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- 6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
 - ①たい肥等施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量
 - ②化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
 - ③化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の使用成分回数の合計

(4) 農業所得の目標

- 1 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

- 1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛糞おがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

1 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。

4 「償還条件」には、償還期間（据置期間を含む）及び据置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

1 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。

2 認定農業者の場合は、その旨記入すること。

第3号様式

第 号
年 月 日

高知県知事 様

農業振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入計画（変更）について（副申）

このことについて、別添のとおり導入計画（変更）がありましたので、下記意見を付して進達します。

記

番号			
氏名又は組織名(代表者名)		住所	
導入計画(変更)受付日	年 月 日		
所長の意見			

(認定農業者現住所)

(認定農業者名)

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定通知書

平成 年 月 日付けで申請がありました導入計画については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の手引（高知県導入指針）Ⅲの2の（2）の規定により、次の条件を付して認定します。

平成 年 月 日

高知県知事

- 1 認定に係る導入計画は、平成 年 月 日付けで申請のあったとおりとします。
- 2 導入計画を認定された者（認定農業者：エコファーマー）は、認定に係る導入計画を変更する場合は、持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定申請書を提出してください。

認定番号：

認定作物：

第 号
年 月 日

様

環境農業推進課長

持続性の高い農業生産方式の導入計画（変更）の認定について（通知）

このことについて、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項（第5条第1項）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の手引（高知県導入指針）Ⅲの2の（2）（Ⅲの3の（2））の規定により、下記のとおり導入計画（変更）を認定しましたので、通知します。

記

氏名 又は 組織名（代表者名）	住所	認定作物	認定番号

第6号様式

持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定申請書

平成 年 月 日

高知県知事 様

(申請者)

現住所

ふりがな
氏名

印

電話 ()

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で認定されました持続性の高い農業生産方式の導入計画について下記のとおり変更したいので、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第1項及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の手引（高知県導入指針）Ⅲの3の（1）の規定により、導入計画変更の認定を申請します。

記

1 変更の内容
(変更前)

(変更後)

2 変更の理由

3 変更後の導入計画 別添のとおり

(認定農業者現住所)
(認定農業者名)

持続性の高い農業生産方式の導入計画変更認定通知書

平成 年 月 日付けで申請がありました導入計画の変更については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第1項及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の手引（高知県導入指針）Ⅲの3の（2）の規定により認定します。

平成 年 月 日

高知県知事

第8号様式

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施状況報告書

平成 年 月 日

高知県知事 様

(申請者) 現住所

氏名 印

電話 ()

認定番号		認定日	
更新品目			

1 導入した生産方式の計画目標と実績

	項 目	計画目標	実 績	達 成
①	収量	kg/10a	kg/10a	達成・未達成
②	面積（生産方式導入面積）	a	a	達成・未達成
③	たい肥等施用技術 取組技術名	t/10a kgN/10a	t/10a kgN/10a	達成・未達成
④	化学肥料低減技術 取組技術名	kgN/10a	kgN/10a	達成・未達成
⑤	化学農薬低減技術 取組技術名	回	回	達成・未達成

2 計画が未達成の場合は、以下に原因と今後の改善策を詳細に記入してください。

	項 目	原 因	改 善 策
①	収量		
②	面積（生産方式導入面積）		
③	たい肥等施用技術 （ 取組技術名 ）		
④	化学肥料低減技術 （ 取組技術名 ）		
⑤	化学農薬低減技術 （ 取組技術名 ）		

高知県知事 様

農業振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施状況報告書（副申）

このことについて、別添のとおり実施状況報告書の提出がありましたので、下記意見を付して進達します。

記

番号			
氏名又は組織名（代表者名）		住所	
実施状況報告書受付日	年 月 日		
所長の意見			

別紙（第9号様式関係）

組 織 名			
番号	氏 名	住 所	生産方式導入作物名

VI 関係法令

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

平成11年7月28日法律第110号

最終改正：平成25年11月22日法律第76号

(目的)

第1条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第3条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
- 二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

3 都道府県においては、前号各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更することができる。

5 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画の認定)

第4条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方

式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
- 三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（導入計画の変更等）

第5条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定農業者が前条第1項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

（農業改良資金融通法の特例）

第6条 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条の農業改良資金（同法第4条の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第4条（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第4条中「10年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、12年）」とあるのは、「12年」とする。

第7条 削除

（援助）

第8条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

（報告徴収）

第9条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第10条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。【平成11年10月25日】

附 則（平成14年5月29日法律第51号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成19年3月30日法律第6号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第157条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第158条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成22年4月9日法律第23号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中農業信用保証保険法第66条第1項及び第68条から第70条までの改正規定並びに附則第14条の規定 公布の日

(政令への委任)

第14条 附則第2条から第4条まで及び第8条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成23年8月30日法律第105号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、交付の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第81条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成25年11月22日法律第76号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成26年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成26年度の予算から適用する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令

平成11年10月22日政令第334号

最終改正：平成22年4月23日政令第127号

内閣は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第6条の規定に基づき、この政令を制定する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条の政令で定める種類の資金は、農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な資金とする。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成11年10月25日）から施行する。

附 則（平成14年6月21日政令第222号）抄
（施行期日）

第1条 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成14年7月1日）から施行する。

附 則（平成22年4月23日政令第127号）抄
（施行期日）

第1条 この政令は、改正法の施行の日（平成22年10月1日）から施行する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則

平成 11 年 10 月 22 日農林水産省令第 69 号

最終改正：平成 28 年 3 月 30 日農林水産省令第 20 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 2 条並びに第 4 条第 1 項、第 2 項第 3 号及び第 3 項（第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（持続性の高い農業生産方式に係る技術）

第 1 条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

- 一 たい肥等有機質資材施用技術（土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね 10 から 150 の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。）
- 二 緑肥作物利用技術（土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。）

2 法第 2 条第 2 号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

- 一 局所施肥技術（肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。）
- 二 肥効調節型肥料施用技術（肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。）
- 三 有機質肥料施用技術（有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。）

3 法第 2 条第 3 号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

- 一 温湯種子消毒技術（種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 二 機械除草技術（有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。）
- 三 除草用動物利用技術（有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。）
- 四 生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 2 項の天敵であって、同法第 2 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の登録を受けたものを利用する技術をいう。）

- 五 対抗植物利用技術（土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。）
- 六 抵抗性品種栽培・台木利用技術（有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。）
- 七 天然物質由来農薬利用技術（有効成分が化学的に合成されていない農薬として農林水産大臣が定めるものを利用する技術をいう。）
- 八 土壌還元消毒技術（土壤中の酸素の濃度を低下させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 九 熱利用土壌消毒技術（土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 十 光利用技術（有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。）
- 十一 被覆栽培技術（農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。）
- 十二 フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）
- 十三 マルチ栽培技術（土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。）

（導入計画の認定申請手続）

第2条 法第4条第1項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。

（導入計画の記載事項）

第3条 法第4条第2項第3号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査の結果
- 二 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあつては、当該措置の実施に関する事項

（導入計画の認定基準）

第4条 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。
- 二 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。
- 三 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- 四 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成 11 年 10 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 16 日農林水産省令第 11 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 19 日農林水産省令第 10 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 8 日農林水産省令第 66 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日農林水産省令第 20 号）

この省令は、公布の日から施行する。

Ⅶ 付則

平成 12 年 1 月 28 日制定

平成 15 年 6 月 13 日一部改正

平成 15 年 10 月 9 日一部改正

平成 16 年 2 月 26 日一部改正

平成 17 年 5 月 25 日一部改正

平成 18 年 7 月 4 日一部改正

平成 19 年 7 月 2 日一部改正

平成 20 年 7 月 4 日一部改正

平成 21 年 5 月 29 日一部改正

平成 23 年 3 月 25 日一部改正

平成 25 年 6 月 3 日一部改正

平成 26 年 9 月 29 日一部改正

平成 29 年 7 月 12 日一部改正

平成 30 年 6 月 27 日一部改正